

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
たるときは、そ
の翌日)

目次

◆ 告 都市計画法による公聴会の開催

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。

昭和45年6月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 開催の期日及び場所

区 分	期 日	場 所	都市計画法を定めようとする都市計画区域の範囲
鳥取都市計画の案に係る公聴会	昭和45年7月9日 午後1時から	鳥取市掛出町12番地 鳥取市民会館	鳥取市の一部 国府町の一部
米子都市計画及び境港都市計画の案に係る公聴会	昭和45年7月8日 午後1時から	米子市角盤町2丁目61番地 米子市公会堂	米子市の一部、日吉津村の全境 境港市の全境

2 公聴会の案件

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を立てるについての構想について

3 案件の概要

(1) 鳥取都市計画 別記第1のとおり

(2) 米子都市計画及び境港都市計画 別記第2のとおり

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して案件についての意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原簿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印のうえ鳥取県知事に申し出てください。

(2) 申出期限

昭和45年6月30日（郵送による場合は、当日までに到着したものに限りません。）

(3) 公述人の選定

知事は、公聴会に出席して意見を述べようとする者で同種の趣旨の意見を有するものが多数ある場合において、必要があると認めるときは、公述人の数を制限し、又は意見を述べる時間を制限することができます。

5 公聴会に関する問い合わせ先

鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県土木部都市計画課

電話鳥取局 (0857) 22-7111 (内線396-398)

別記第1

鳥取都市計画区域に係る市街化区域及び市街化調整区域設定の構想

1 市街化区域及び市街化調整区域の設定

(1) 近年全国的に人口及び産業の急激な都市集中に伴い無秩序な市街化が進み、都市環境の悪化、公共投資の非効率化等しているの弊害を招来しているが、この傾向は、鳥取市周辺においても生じているところである。特に鳥取市周辺は、今後鳥取県東部の中核都市として人口及び産業の一層の増加が予想される地域であり、このまま放置すればきわめて憂慮すべき事態の招来が予測されるので、このような現況及び将来の見通しに対処して計画的に秩序ある市街地の形成を図るため、鳥取都市計画区域について市街化区域及び市街化調整区域を設定するものとする。

(2) 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、その規模は、おおむね10年後の人口及び産業の見通しを想定して、都市機能が十分に発揮できるように定めるものとする。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、都市計画区域のうち市街化区域を除いた区域とする。

(3) 鳥取都市計画区域におけるおおむね10年後の市街地人口は約10万5000人、工業出荷額は約1700億円と推定されるので、これに伴い必要な市街化区域は約2,300ヘクタールと見込むものとする。具体的には、別紙図面のとおり、既成市街地及びその周辺部で現に市街化が進行している区域並びに土地区画整理事業の施行等により計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とする。

2 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針

(1) 市街化区域においては、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向等を勘案して、都市機能を維持増進し、良好な都市環境を保持するよう、地域地区を適正に定めるとともに、適切な規模の都市施設を必要な位置に配置し、市街地の開発整備を図るものとする。

(2) 市街化調整区域は、本来市街化を抑制し、積極的に農地等の保全を図るべき地域であるので、市街化を促進する都市計画事業は、原則として施行しないものとする。

市街化区域、市街化調整区域区分構想図



- 注1 市街化区域A地区とは、既成市街地およびその周辺部で
現に市街化が進行している区域をいう。
2 市街化区域B地区とは、土地区画整理事業の施行等に
より計画的に市街化を図るべき区域をいう。

凡 例

- 都市計画区域
- 市街化区域A地区
- 市街化区域B地区

別記第2

米子都市計画区域及び境港市計画区域に係る市街化区域及び市街化調整区域設定の構想

1 市街化区域及び市街化調整区域の設定

(1) 近年全国的に人口及び産業の急激な都市集中に伴い無秩序な市街化が進み、都市環境の悪化、公共投資の非効率化等いろいろの弊害を招来しているが、この傾向は、米子市及び境港市周辺においても生じているところである。特に米子市及び境港市周辺は、中海地区新産業都市計画の中核となるべき地域として今後人口及び産業の一層の増加が予想される地域であり、そのまま放置すればきわめて憂慮すべき事態の招来が予測されるので、このような現況及び将来の見通しに対処して計画的に秩序ある市街地の形成を図るため、米子都市計画区域及び境港市計画区域について市街化区域及び市街化調整区域を設定するものとする。

(2) 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、その規模は、おおむね10年後の人口及び産業の見通しを想定して、都市機能が十分に發揮できるように定めるものとする。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、都市計画区域のうち市街化区域を除いた区域とする。

(3) 米子都市計画区域及び境港市計画区域におけるおおむね10年後の市街地人口は約13万4000人、工業出荷額は約2000億円と推定されるので、これに伴い必要な市街化区域は約2,800ヘクタールと見込むものとする。具体的には、別紙図面のとおり、既成市街地及びその周辺部

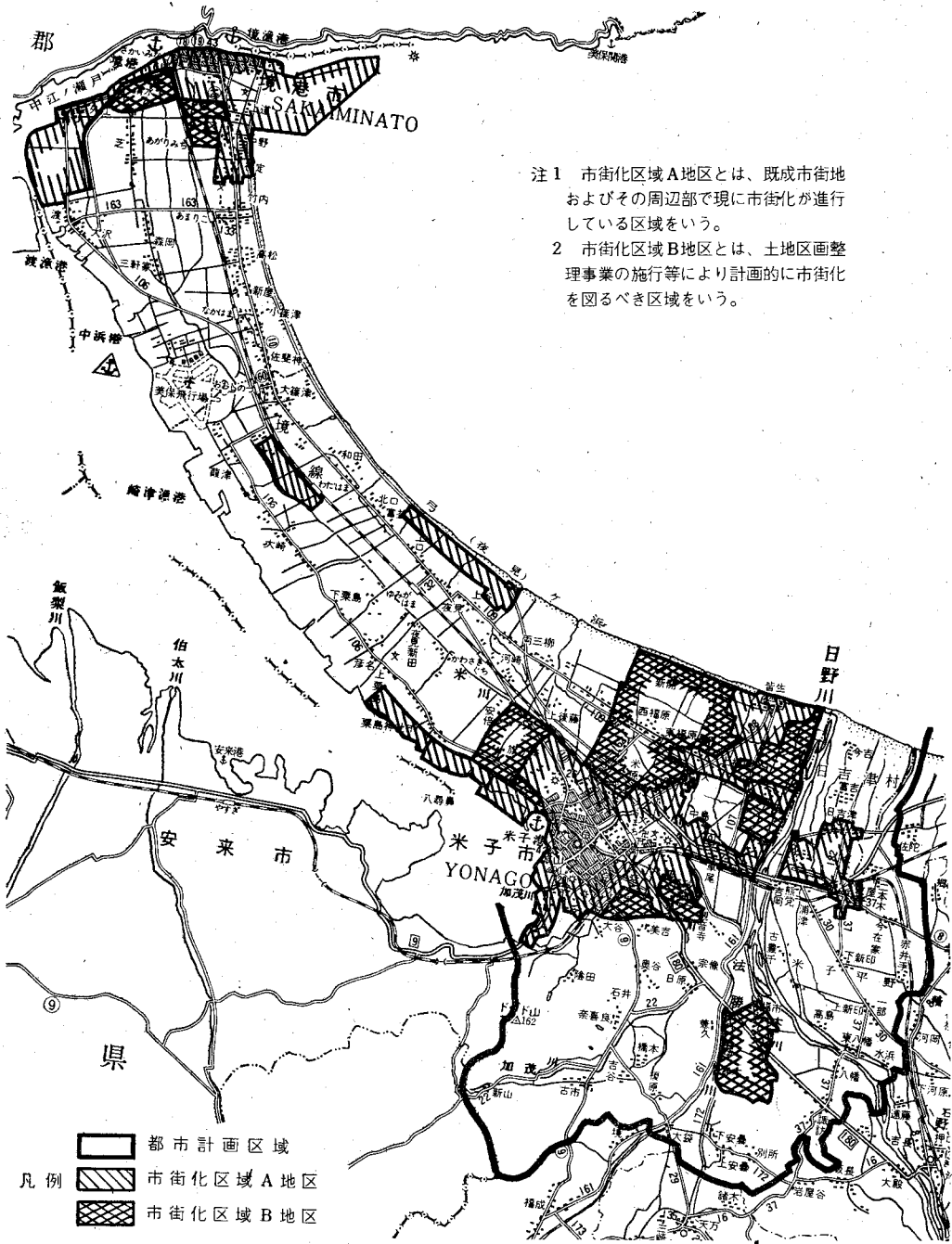
で現に市街化が進行している区域並びに土地区画整理事業の施行等により計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とする。

2 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針

(1) 市街化区域においては、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向等を勘案して、都市機能を維持増進し、良好な都市環境を保持するよう、地域地区を適正に定めるとともに、適切な規模の都市施設を必要な位置に配置し、市街地の開発整備を図るものとする。

(2) 市街化調整区域は、本来市街化を抑制し、積極的に農地等の保全を図るべき地域であるので、市街化を促進する都市計画事業は、原則として施行しないものとする。

市街化区域、市街化調整区域区分構想図



- 注1 市街化区域A地区とは、既成市街地およびその周辺部に現に市街化が進行している区域をいう。
- 2 市街化区域B地区とは、土地区画整理事業の施行等により計画的に市街化を図るべき区域をいう。

凡例

- 都市計画区域
- 市街化区域A地区
- 市街化区域B地区